令和４年８月１７日

　　　会　　　員　　　　殿

（一社）鳥取県トラック協会

　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　会　 長　川 上 和 人

**令和４年度整備管理者研修会の実施について**

　中国運輸局鳥取運輸支局主催の令和４年度整備管理者研修会（選任後研修）が、別紙日程により実施されますので、選任届を提出している整備管理者（**令和３年度受講していない方**）は、必ず受講して頂きますようお願いします。

　なお、**令和３年度整備管理者研修会（選任後研修）を受講された方、今年度中に整備管理者選任前研修を受講し選任された方は除きます。**

**昨年度中に選任前研修を受講して選任された方は、今年度受講対象になります。**

別紙の受講申込書に記入の上、下記期限までに提出（**ＦＡＸ又は郵送**）してください。

記

１．受講申込書の提出期限　　　**令和４年10月7日（金）**

２．受講申込書の提出先　　　　〒680―0006

　　　　　　　　　　　　　　　　　鳥取市丸山町219―1

　　　　　　　　　　　　　　　　（一社）鳥取県トラック協会

**ＦＡＸ番号（ 0857－27－7051 ）**

３．テキスト代　　　　　　　　会員事業者の負担はありません

４．当日持参するもの　　　　　筆記用具（ボールペン）

（参考） 貨物自動車運送事業輸送安全規則

第３条の４（整備管理者の研修）

 貨物自動車運送事業者は、道路運送車両法第５０条第1項の規定により選任した整備管理者であって次に掲げるものに地方運輸局長が行う研修を受けさせなければならない。

（１）整備管理者として新たに選任した者

（２）最後に当該研修を受けた日の属する年度の翌年度の末日を経過した者

令和４年度整備管理者研修会（選任後研修）実施要領

１　主催

　中国運輸局鳥取運輸支局

２　研修対象者

自動車運送事業の整備管理者（道路運送車両法第５０条の規定により選任されている整備管理者に限る。）であって、次に掲げる者。

（１）今年度新たに選任された者（※）

（ただし、今年度に整備管理者選任前研修を受講した者はこの限りではない。）

（※）「新たに選任された者」とは、当該事業者において整備管理者として初め

て選任された者のことをいい、当該事業者において、過去に選任されてい

た者や他の使用の本拠の位置で選任されていた者は、これに該当しない。

　（２）**令和３年度の整備管理者選任後研修を受講していない者**

３　実施日時及び場所

【東部】日時：令和４年１１月２９日（火）　１３：３０～１６：３０

場所：とりぎん文化会館（小ホール）

鳥取市尚徳町１０１－５　　TEL　０８５７－２１－８７００

【中部】日時：令和４年１１月２１日（月）　１３：３０～１６：３０

場所：まなびタウンとうはく（４階多目的ホール）

東伯郡琴浦町徳万２６６－５　TEL　０８５８－５２－１１１１

【西部】日時：令和４年１１月９日（水）　　１３：３０～１６：３０

場所：米子コンベンションセンター（小ホール）

　　　　米子市末広町２９４　TEL　０８５９－３５－８１１１

４　研修内容

(1)　路上車両故障等の発生状況とその防止対策について

(2)　関係法令の改正内容及び整備に関する行政情報について

**整備管理者研修(選任後研修)受講申込書**

**令和４年　　月　　日**

**中国運輸局鳥取運輸支局長　　殿**

**FAX 0857-27-7051**

 **（鳥取県トラック協会）**

**事業者の氏名**

**又　は　名称**

**事業者の住所**

**連絡先（℡）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **受講者の氏名** | **営業所名** | **現在の職名****（○印をする）** | **受講希望地****（○印をする）** |
| **整　備****管理者** | **補助者** | **その他** | 11/29 | 11/21 | 11/9 |
| **東部** | **中部** | **西部** |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |